

オープンファクトリーサミット事務局
運営規約

2020年6月1日

第1条 (目的)

当団体は、「全国のオープンファクトリーが進化をすることにより日本のモノづくりの価値を広く発信する」ことを目的とする。

第2条 (名称)

当団体は、「オープンファクトリーサミット事務局」と称する。

第3条 (活動)

前条の目的を達成するため、当団体は次の活動を行う。

- (1) 全国のオープンファクトリーが集まる「オープンファクトリーサミット」の開催
開催の企画・運営・情報の発信
行政機関、賛同する民間団体との連携
収集・作成・公開した情報の管理
- (2) 全国のオープンファクトリーの情報を共有する情報プラットフォームの運用
- (3) 全国のオープンファクトリーの課題を解決するサポートツールの提供
- (4) その他、目的を達成するために必要な活動

第4条 (会員)

当団体は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 当団体の活動を定常的に推進する個人をいう。
- (2) サポート会員 当団体の活動を必要に応じて支援する個人・団体代表をいう。
- (3) 協賛会員 当団体の目的と活動に賛同する企業・団体をいう。

第5条 (入会)

当団体への入会は、所定の入会申請書を役員会に提出し承認を得るものとする。

暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、当団体が反社会的勢力と判断した場合は入会できない。

第6条 (会費)

会費は徴収しない。

第7条 (退会)

会員が退会する場合は、所定の退会申請書を役員会に提出しなければならない。

第8条 (除名)

会員が、次のいずれかに該当するに至った場合は、総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) 会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (2) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

第9条（総会）

総会は、代表が招集し、年1回開催する。また、役員の過半数の要請により臨時に開催することができる。

総会の議長は、代表が行う。

総会は、正会員の過半数以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の賛同をもって成立とする。

総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告並びに収支決算承認に関する事項
- (2) 事業計画並びに収支予算承認に関する事項
- (3) 会則の変更
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び付随事項
- (7) その他、団体の運営・活動に関する重要事項

第10条（役員会）

役員会は、代表が招集する。また、役員過半数からの要請により臨時に開催することができる。

役員会は、次の事項を協議する。

- (1) 第3条に定めた活動に関する事項
- (2) 総会に付すべき事項
- (3) その他、役員会が必要と認めた事項

第11条（役員）

役員会には、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名～3名
- (3) 理事 10名以内
- (4) 監事 1名

理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。ただし、相互に兼ねることはできない。

代表及び副代表は、理事の互選により選任する。

役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。また、役員の都合により任期中に退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第12条（事業年度）

当団体の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第13条（事務所）

当団体の事務所機能は、代表が指名する事務所に置くものとする。

第14条（情報管理）

当団体が収集・作成・公開した情報は、役員会で定める基準に沿って管理する。

- (1) 当団体の活動に関する情報
- (2) 全国のオープンファクトリーに関する情報
- (3) 会員に関する情報
- (4) その他、個人情報に該当する情報

2020年4月1日 初版発行

2020年6月1日 改定版発行